新規の契約は受付けておりません。

ENEOSでんき

ＥＮＥＯＳでんき
（ｍｙたっぷりプラン）選択約款

（東京電力エリア）

２０２６年１１月１日実施

ENEOS Power株式会社

目次

第１条（適用）.....1
第２条（本約款の変更）.....1
第３条（ｍｙたっぷりプラン（東京））.....1
第４条（日割計算）.....3
第５条（その他）.....4

ＥＮＥＯＳでんき（ｍｙたっぷりプラン）選択約款

第１条（適用）

（１）　このＥＮＥＯＳでんき（ｍｙたっぷりプラン）選択約款（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社のＥＮＥＯＳでんき（ｍｙプラン）約款（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第１条（適用）に該当し、かつ、本約款第３条（ｍｙたっぷりプラン（東京））の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。

（２）　本約款は、２０２６年１１月１日より実施いたします。

第２条（本約款の変更）

一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令、条例、規則等の改正により本約款を変更する必要が生じた場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法第５４８条の４に基づき、本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款第２条（本約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。

なお、本約款を変更する場合の電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、需給約款第２条（本約款の変更）の定めを準用いたします。

第３条（ｍｙたっぷりプラン（東京））

（１）　適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、①又は②のいずれか及び③に該当する場合に適用いたします。

①　契約電流が３０アンペア以上であり、かつ、６０アンペア以下であること。

②　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であること。

③　１需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、１０アンペアを１キロワットとみなします。）又は契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（２）　供給電気方式、供給電圧及び周波数

(ア) アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルト又は交流単相３線式標準電圧１００ボルト若しくは２００ボルトとし、周波数は、標準周波数５０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧２００ボルト又は交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

(イ)（ア）以外の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相３線式標準電圧１００ボルト又は２００ボルトとし、周波数は、標準周波数５０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電

圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルト若しくは２００ボルト又は交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

（3） 契約電流

① 契約電流は、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペア又は６０アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

② 送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

（4） 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（5） 契約容量

契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難い場合には、お客様と当社との協議により定めるものといたします。ただし、 スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備毎に需給約款別表２「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表３「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

② お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表４「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（6） 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第１１条（1）によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第１条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流または契約容量	基本料金（税込）
３０アンペア	１，１７６円１８銭
４０アンペア	１，５６８円２４銭
５０アンペア	１，９６０円３０銭
６０アンペア	２，３５２円３６銭
１キロボルトアンペアにつき	３９２円０６銭

② 電力量料金

電力量料金は、その１か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	２９円８５銭
１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	３４円９０銭
３００キロワット時をこえ６００キロワット時までの１キロワット時につき	３６円９５銭
６００キロワット時をこえる１キロワット時につき	３６円９５銭

第４条（日割計算）

日割り計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

（１） 基本料金を日割りする場合

基本料金 ＝ １か月の基本料金×（日割計算対象日数÷暦日数）

（２） ｍｙたっぷりプラン（東京）の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。））により算定するものとし、ｍｙたっぷりプラン（東京）の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第１段階料金適用電力量又は第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

第１段階料金適用電力量＝１２０キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数

なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の１２０キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第２段階料金適用電力量＝３００キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数
－ 第１段階料金適用電力量

なお、第２段階料金適用電力量とは、１２０キロワット時を超え３００キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第３段階料金適用電力量＝６００キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数 －　第２段階料金適用電力量

なお、第３段階料金適用電力量とは、３００キロワット時を超え６００キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第５条（その他）

（１）　本約款の適用を受けるお客様は、料金適用開始の日から１年に満たないで、原則として需給約款のｍｙ標準プラン及びＥＮＥＯＳでんきｍｙまとめてプラン選択約款のｍｙまとめてプラン（東京）に需給契約のプランを変更することはできません。

（２）　その他本約款に定めのない事項は、需給約款に定めるところによるほか、お客様及び当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。